

2 補助金・助成金

－ 各種の補助・助成制度により意欲ある取組をサポートします －

【ベンチャーや創業・開業に挑戦する皆様へ】

◎創業・第二創業促進補助金

起業にチャレンジする創業希望者及び創業者、事業承継を契機に既存事業を廃業し、新分野に挑戦する等の第二創業者に対して支援するものです。

○対象者：産業競争力強化法に基づく認定市町村（※1）で創業する者かつ創業予定の認定市町村又は当該認定市町村の認定連携創業支援事業者による認定特定創業支援事業（※2）を受ける者（※3）

なお、対象となる創業時期は以下のとおりです。

①新規創業：募集開始日から補助事業終了日の間に創業予定の者

②第二創業：募集開始日の前後6か月以内に事業承継を実施し、かつ、募集開始日から補助事業終了日の間に新事業に進出する予定の者

※1 認定市町村 県内35市町村

※2 認定市町村の計画における創業支援事業の1つ。経営、財務、人材育成、販路開拓に関する知識の習得を目的に、創業希望者に継続的に行われる事業

※3 創業予定の認定市町村が発行する「証明書」、又は創業予定の認定市町村又は当該認定市町村の認定連携創業支援事業者による「確認書」の添付が必要です。詳しくは各市町村の創業担当窓口にお問い合わせください。

○対象経費：店舗借入費、設備費、人件費、マーケティング調査費、広報費、旅費、謝金等

○補助(助成)率：補助対象経費の2/3以内

○限度額：①200万円 ②1,000万円

○申請時期：平成28年4月上旬～下旬（予定）

－ 問い合わせ先 －

・公益財団法人群馬県産業支援機構経営支援課

TEL 027-255-6503

◎水力発電事業化促進事業費補助金 **新規**

新規開発地点における事業化に必要な流量調査、測量、地質調査、設計等の実施を支援します。

○対象事業：事業化に必要な流量調査や設計等

○補助率：1/2

○申請時期：未定

－ 問い合わせ先 －

・資源エネルギー庁新エネルギー対策課

TEL 03-3504-4031

【経営の安定、強化・革新を図る皆様へ】

◎ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金

中小企業・小規模事業者が取り組む、革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善のための設備投資等を支援するものです。

○対象者：認定支援機関の全面バックアップを得た事業を行う中小企業・小規模事業者であり、以下のいずれかに取り組むものであること

①革新的サービス・ものづくり開発支援

「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」で示された方法で行う革新的なサービスの創出・サービス提供プロセスの改善であり、3～5年で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。または「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術を活用した革新的な試作品開発・生産プロセスの改善を行い、生産性を向上させる計画であること

②サービス・ものづくり高度生産性向上支援

上記①の革新的なサービス開発・試作品開発・プロセス改善であって、IoT等を用いた設備投資を行い生産性を向上させ、「投資利益率」5%を達成する計画であること

○対象経費：①一般型（革新的サービス・ものづくり技術）

機械装置費、技術導入費、運搬費、専門家経費

②小規模型（革新的サービス・ものづくり技術）

機械装置費、原材料費*、技術導入費、外注加工費*、委託費*、知的財産等関連経費*、運搬費、専門家経費、クラウド利用費*

（※＝設備投資のみの場合は対象外）

③高度生産性向上型（革新的サービス・ものづくり技術）

機械装置費、技術導入費、運搬費、専門家経費

○補助率：2/3以内

○限度額：①一般型（革新的サービス・ものづくり技術）

1,000万円

②小規模型（革新的サービス・ものづくり技術）

500万円

③高度生産性向上型（革新的サービス・ものづくり技術）

3,000万円

○申請時期：平成28年2月5日（金）～4月13日（水）

--- 問い合わせ先 ---

・群馬県中小企業団体中央会 TEL 027-232-4123

◎認定支援機関による経営改善計画策定支援事業

経営の改善を図るため、経営革新等支援機関（以下「認定支援機関」）の支援により、経営改善計画の策定を行う場合、改善計画策定費用およびフォローアップ費用の一部を補助します。

○対象者：中小企業・小規模事業者

○費用：認定金融機関による経営改善計画の策定にかかる費用の3分の2

※ただし、一定の要件と上限の設定があります。

--- 問い合わせ先 ---

・群馬県経営改善支援センター（公益財団法人群馬県産業支援機構内）TEL 027-226-6566

【産学官連携や新たな研究開発に取り組む皆様へ】

◎ぐんま新技術・新製品開発推進補助金

新技術・新製品の開発を行おうとする場合に、必要な経費の一部を補助します。

(1) 次世代産業推進型

県が重点的に推進を図る次世代産業分野（次世代自動車、ロボット、医療・ヘルスケア、環境・新エネルギー）の開発を支援します。

- 対象者：県内に主たる事業所を有する中小企業者及び個人事業者等
- 対象経費：原材料費、機械装置費、外注加工費、調査研究委託費・外部指導受入費等
- 補助率：1/2以内
- 限度額：1,000万円
- 申請時期：平成28年4月1日（金）～5月10日（火）

(2) 一般型

各企業のニーズに合わせた幅広い新技術・新製品開発案件を支援します。

- 対象者：県内に主たる事業所を有する中小企業者及び個人事業者等
- 対象経費：原材料費、機械装置費、外注加工費、調査研究委託費・外部指導受入費等
- 補助率：1/2以内
- 限度額：500万円
- 申請時期：平成28年4月1日（金）～5月10日（火）

(3) 産業支援機関・県パートナーシップ支援型

共同実施機関と県が連携して、産学官連携による新技術・新製品開発などを支援します。

- 対象者：県内に主たる事業所を有する中小企業者や個人事業者等
 - 対象経費：原材料費、機械装置費、外注加工費、調査研究委託費・外部指導受入費等
 - 補助率：2/3以内
 - 限度額：200万円（うち産業支援機関100万円、県100万円）
 - 申請時期：平成28年4月1日（金）～5月10日（火）
- ※共同実施機関
NPO法人北関東産官学研究会

(4) 市町村・県パートナーシップ支援型

共同実施市町村と県が連携して、比較的小規模な新技術・新製品開発などを支援します。

- 対象者：共同実施市町村に主たる事業所を有する中小企業者及び個人事業者等
- 対象経費：原材料費、機械装置費、外注加工費、調査研究委託費・外部指導受入費等
- 限度額：80万円（うち市町村40万円、県40万円）、但し企業負担額20万円
- 申請時期：平成28年4月1日（金）～5月10日（火）

※共同実施市町村（12市10町）

前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、吉岡町、下仁田町、甘楽町、中之条町、みなかみ町、玉村町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町

----- 問い合わせ先 -----

- | | |
|-------------------------|------------------|
| ・群馬県産業経済部工業振興課技術開発係 | TEL 027-226-3352 |
| ・群馬県産業経済部次世代産業課次世代産業振興係 | TEL 027-226-3354 |

◎医療・ヘルスケア関連事業化支援補助金 **一部新規**

医療・介護・福祉・ヘルスケア関連の機器や製品、食品等の事業化に向けた開発事業を支援します。

- 対象者：県内に主たる事業所を有する中小企業者及び個人事業者等
- 対象経費：原材料費、機械装置費、外注加工費、調査研究委託費、外部指導受入費（臨床研

- 究、薬事相談を含む)、販路開拓費 等
- 補助率：1/2以内
 - 限度額：500万円
 - 申請時期：平成28年4月1日(金)～5月31日(火)

－ 問い合わせ先 －

・群馬県産業経済部次世代産業課先端医療産業係 TEL 027-226-3323

◎群馬産業技術センター 公募型共同研究

県内企業から製品開発テーマを公募し、企業と産業技術センターの共同研究で製品開発を行う制度です。【一般研究】と【次世代産業推進研究】を実施します。

- 対象者：県内中小企業者
- 対象経費：製品開発にかかる原材料費等
- 補助率：1/2(県と企業で1/2ずつ経費を負担します。)
- 限度額：400万円(県200万円、企業200万円の経費負担が上限です。)
- 申請時期：平成28年4月1日(金)～4月28日(木)

－ 問い合わせ先 －

・群馬産業技術センター企画管理係 TEL 027-290-3030

◎繊維工業試験場 公募型共同研究

県内企業から製品開発テーマを公募し、企業と繊維工業試験場の共同研究で製品開発を行う制度です。【一般研究】と【次世代産業推進研究】を実施します。

- 対象者：県内中小企業者
- 対象経費：製品開発にかかる原材料費等
- 補助率：1/2(県と企業で1/2ずつ経費を負担します。)
- 限度額：100万円(県50万円、企業50万円の経費負担が上限です。)
- 申請時期：平成28年4月1日(金)～4月28日(木)

－ 問い合わせ先 －

・繊維工業試験場技術支援係 TEL 0277-52-9950

◎戦略的基盤技術高度化・連携支援事業

中小ものづくり高度化法の計画認定を受けた中小企業・小規模事業者が大学・公設試等の研究機関等と連携して行う研究開発等や、新促法「異分野連携新事業分野開拓計画」の認定を受けた事業者が「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」に沿って行うサービスモデルの開発等に関する取組を支援するものです。

- 対象者：「中小ものづくり高度化法」の計画認定を受けた中小企業・小規模事業者を含む共同体または新促法「異分野連携新事業分野開拓計画」の認定を受けた事業者
- 対象経費：機器設備費、労務費、事業費、委託費、間接経費
- 補助率：2/3以内
- 限度額：①ものづくり(戦略的基盤技術高度化支援事業)
初年度4,500万円(2年目は初年度の2/3、3年目は初年度の1/2)
②サービス(商業・サービス競争力強化連携支援事業)
初年度3,000万円(2年目は初年度と同額を上限)
- 申請時期：未定

－ 問い合わせ先 －

・関東経済産業局産業部製造産業課 TEL 048-600-0307(直通)

◎ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金

【経営の安定、強化・革新を図る皆様へ】を参照。(P.24)

◎小規模事業者持続化補助金

小規模事業者が、商工会・商工会議所と一体となって経営計画を作成し、販路開拓や生産性向上に取り組む費用(チラシ作成費用、商談会参加のための運賃、経理・会計ソフトウェア購入費用など)を支援します。

- 対象者：製造業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む商工業者であり、常時使用する従業員の数が20人以下(卸売業、小売業、サービス業(宿泊業・娯楽業は除く)に属する事業を主たる事業として営むものについては5人以下)の事業者であること。
- 対象経費：機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、車両購入費、委託費、外注費
- 限度額：50万円
100万円(海外展開、雇用対策、買物弱者対策)
500万円(複数の事業者が連携した共同事業)
- 補助率：2/3以内
- 申請時期：平成28年2月26日(金)～平成28年5月13日(金)

----- 問い合わせ先 -----

- ・各商工会(巻末「問い合わせ先一覧」参照)
- ・各商工会議所()
- ・群馬県商工会連合会経営支援課 TEL 027-231-9779

【県内に事業所・工場を立地する皆様へ】

◎企業誘致推進補助金 **拡充**

県では、雇用の確保と地域経済の活性化を図るため、設備投資に係る不動産取得税相当額を最大2億円まで補助します。

対象は、工場のほか、物流施設（流通加工施設）、本社建物、試験研究施設、データセンターとします。

また、県内への本社機能移転と県内での本社機能の拡充をより一層促進させるため、既存用地における本社建物、試験研究施設の新増設について補助対象を拡大しました。

| 区 分 | | 用地取得型 | 現有地活用型 | |
|-------|--|---|-------------------------------------|---|
| 施設・業種 | 工場 | 製造業(次世代産業振興戦略で推進するものづくり4分野「次世代自動車産業、ロボット産業、医療・ヘルスケア産業、環境・新エネルギー産業」に資するもの) | | |
| | 物流施設 | 道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業のうち主として流通加工を行うもの | | |
| | 試験研究施設 | 製造業(工場と同一)、自然科学研究所 | | |
| | 本社 | 製造業(工場と同一)、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、産業支援サービス業 | | |
| | データセンター | 通信業、情報サービス業 | | |
| 施設要件 | 面積要件 | 工場、本社、試験研究施設 データセンター | 【土地】1,000㎡以上 【建物】500㎡以上(建築面積) | 【建物】500㎡以上(建築面積) |
| | | 物流施設 | 【土地】10,000㎡以上 【建物】5,000㎡以上(建築面積) | 【建物】5,000㎡以上(建築面積) |
| | 雇用要件 | 県内住所 正社員5名以上 | | 県内住所 正社員10名以上 (又は正社員5名以上かつ非正規社員20名以上) |
| | 投資要件 | 工場、物流施設、データセンター 2億円以上 | | |
| | | 試験研究施設、本社 2千万円以上 | | |
| | 操業要件 | 用地取得日から 3年以内 | | 工事着工日から 3年以内 |
| 補助額 | 土地・建物不動産取得税相当額 | | 建物不動産取得税相当額 | |
| 限度額 | 1億円 | | | |
| | ※試験研究施設(機能)又は本社(機能)を併設する場合は 2億円 | | | |
| 申請期限 | 建物建設工事着工前 | | | |

----- 問い合わせ先 -----
 ・群馬県産業経済部産業政策課企業誘致推進室誘致企画係 TEL 027-226-3326

【販路開拓・受注機会の拡大を目指す皆様へ】

◎ものづくり情報発信

大手有力企業向け展示商談会を開催するほか、国内で開催される大型国際見本市に県内中小企業と共同で出展し、本県企業の優れた技術や製品をPRするとともに、販路拡大を支援します。

1 大手有力企業との展示商談会・ビジネスマッチング商談会の開催

(1) ぐんま新技術・新工法展示商談会 in 不二越 **新規**

県内企業の受注増や新規取引先の開拓を図るため、日本を代表する総合機械メーカーである(株)不二越(富山市)において展示商談会を開催し、出展にかかる経費の一部を助成します。

- 対象者：県内に拠点(営業拠点を除く)を有し、VE/V A提案ができる企業
- 企業負担金：15,000円程度(予定)
- 募集期間：3月7日(月)～4月8日(金)
- 開催月日：平成28年8月5日(金)

(2) 日産自動車栃木工場との展示商談会 **新規**

県内企業の受注増や新規取引先の開拓を図るため、世界的な自動車メーカーである日産自動車(株)栃木工場との展示商談会を開催し、出展にかかる経費の一部を助成します。

- 対象者：県内に拠点(営業拠点を除く)を有し、VE/V A提案ができる企業
- 企業負担金：30,000円程度(予定)
- 募集期間：5月頃(予定)
- 開催月日：平成28年9月1日(木)

(3) ものづくりフェアinぐんま2017

これまで県外大手メーカー向けの展示商談会に出展する機会がなかった県内企業等を対象に、県内大手中堅メーカーとの展示商談会を開催し、出展にかかる経費の一部を助成します。

- 対象者：県内に拠点を有し、「改善」を主眼とした技術提案書を作成できる企業
- 企業負担金：30,000円程度(予定)
- 募集期間：7月頃(予定)
- 開催日：平成29年1月24日(火)、25日(水)(予定)

－ 問い合わせ先 －

・群馬県産業経済部工業振興課販路支援係 TEL 027-226-3359

2 航空宇宙産業に関する展示会への出展

(1) 2016年国際航空宇宙展 **新規**

自社の有する高度な技術力を活かして、航空宇宙産業への新規参入や販路拡大を目指す県内企業を対象に、展示会への出展にかかる経費の一部を助成します。

- 期日：平成28年10月12日(水)～15日(土)
- 会場：東京国際フォーラム
- 対象者：群馬県内に拠点を有し、かつ航空宇宙産業に既に参入している、又は参入する意思のあるものづくり企業
- 企業負担金：未定
- 募集期間：未定

－ 問い合わせ先 －

・群馬県産業経済部工業振興課技術開発係 TEL 027-226-3352

◎ものづくり企業海外販路開拓支援

1 海外で開催される展示商談会への出展

(1) FBC上海2016ものづくり商談会

中国市場への販路拡大を目的とした製造業特化型の商談会(平成28年9月25日～27日開催)に出展する企業に対し、出展支援を行います。

- 対象者：県内に拠点(営業拠点を除く)を有する企業
- 出展料：約15万円
- 募集期間：4月頃(予定)

(2) Business Alliance For Supporting Industry in Ho Chi Minh

ベトナム・ホーチミンで開催される、ベトナムの主要裾野産業分野(金型、射出成形、プレス、鋳造、鍛造、機械加工、熱処理、表面処理)を対象とする展示商談会(平成28年10月6日～8日開催)に出展する企業に対し、出展補助を行います。

- 対象者：県内に本社を置く中小企業
- 出展料：無料
- 募集期間：8月(予定)

2 レンタル工場への入居支援

大手商社と提携し、ベトナム国内工業団地のレンタル工場への県内中小企業の入居を支援する。

- 対象者：県内に拠点(営業拠点を除く)を有する企業
- 優遇措置：管理費優遇、投資ライセンス取得代行費無料化等を予定
- 募集期間：随時

----- 問い合わせ先 -----
・群馬県産業経済部工業振興課販路支援係 TEL 027-226-3359

【地場産業のパワーアップを目指す皆様へ】

◎地場産業総合振興対策補助金

産地組合等や企業グループが実施する国内・海外への販路拡大、地域ブランド確立、人材育成の取組を支援します。

- 対象者：繊維、木工、食品等の地場産業企業4者以上で構成されたグループ、団体
- 対象経費：会場使用料、出展小間料、装飾費、講師謝金、通信運搬費、印刷製本費等
- 補助率：1/2以内または1/3以内

－ 問い合わせ先 －

・群馬県産業経済部工業振興課地域産業係 TEL 027-226-3358

◎地場産業情報発信事業

(1) ぐんま地場産業フェスタの開催

県内地場産業企業の取引の拡大、本県地場産品の情報発信を狙うため、県内地場産業企業を一堂に集めた展示商談会を開催し、取引相手や販路開拓先とのマッチングを支援します。

- 期 日：平成29年1月25日（水）
- 会 場：TOC有明（東京都江東区）
- 企業負担金：3万円/1小間（予定）
- 募集期間：6月～7月

(2) ジャパン・クリエーション2017

日本で最大の繊維総合見本市である「ジャパン・クリエーション2016」に出展し、販路開拓を支援します。

- 期 日：平成28年11月29日（火）～30日（水）
- 会 場：東京国際フォーラム（東京都千代田区）
- 対象者：県内繊維関連企業
- 企業負担金：未定
- 募集期間：未定

(3) 北関東三県海外展開プロモーション事業

国内市場や成長余力の大きいベトナムにおいて、北関東三県の観光PRを兼ねた農産物加工品等の販売拠点（テストマーケティング拠点）をモデル的に整備するとともに、バイヤー招聘等を行い、将来的な販路拡大を目指します。

- 対象者：県内地場産業企業（農産物加工品、繊維、工芸品等）
- 会 場：イオンモールLongBien（ハノイ）
- 企業負担金：未定
- 募集期間：未定
- 設置期間：7月～1月（予定・準備期間を含む）

－ 問い合わせ先 －

・群馬県産業経済部工業振興課地域産業係 TEL 027-226-3358

◎群馬県中小企業外国出願支援事業

県内中小企業者が、外国特許庁へ特許・意匠・商標の出願する際に要する経費を助成します。

- 対象者：県内に主たる事業所を有する中小企業者等
- 対象経費：外国への特許・意匠・商標の出願経費
- 限度額：特許 150万円 商標・意匠 60万円 冒認対策商標 30万円
- 補助率：1/2以内
- 申請時期：6月下旬～7月中旬（予定）

| | |
|-----------------------|------------------|
| - 問い合わせ先 - | |
| ・公益財団法人群馬県産業支援機構経営支援課 | TEL 027-255-6503 |
| ・群馬県産業経済部工業振興課技術開発係 | TEL 027-226-3352 |

◎地域産業資源活用事業

地域の強みである「産地の技術」「農林水産品」「観光資源」等の地域資源を活用して、新製品、新サービスの開発・市場化に取り組む中小企業者に対して、中小企業地域資源活用促進法により認定し、総合的に支援します。

(1) ふるさと名物応援事業補助金（地域産業資源活用事業）

法律の認定を受けた地域の中小企業などが行う新規性の高い商品開発等に対し、試作品開発やデザイン改良、展示会出展などに関わる経費の一部を補助します。

- 対象者：地域産業活用事業計画の認定を受けた中小企業者
- 対象経費：市場調査費、試作品開発費、展示会出展費等
- 限度額：認定事業計画1件あたり500万円
(4社以上の共同申請案件の場合 2,000万円)
- 補助率：2/3以内

(2) その他の支援

上記補助事業の他、法律の認定を受けた中小企業者は、政府系金融機関による低利融資制度、信用保証の特例、設備投資減税等様々な支援が受けられます。

| | |
|-----------------------|------------------|
| - 問い合わせ先 - | |
| ・公益財団法人群馬県産業支援機構総合相談課 | TEL 027-255-6631 |
| ・(独)中小企業基盤整備機構関東本部 | TEL 03-5470-1640 |
| ・群馬県産業経済部工業振興課地域産業係 | TEL 027-226-3358 |

◎農工商等連携事業

地域経済の基幹産業である農林水産業と商工業等が連携を強化し、両者の有する強みを活かした新商品・新サービスの開発や販路開拓等に連携して取り組む中小企業者および農林漁業者に対して、農工商等連携促進法により認定し、総合的に支援します。

(1) ふるさと名物応援事業補助金（低未利用資源活用等農工商等連携支援事業）

法律の認定を受けた事業者などが行う新商品や新サービスの開発、需要の開拓等に関わる経費の一部を補助します。

- 対象者：農工商等連携事業計画の認定を受けた中小企業者等
- 対象経費：試作開発費、市場調査費、展示会出展費、専門家による指導費等
- 限度額：認定事業計画1件あたり500万円
- 補助率：2/3以内

(2) その他の支援

上記補助事業の他、法律の認定を受けた中小企業者等は、政府系金融機関による低利融資制度、信用保証の特例、設備投資減税等様々な支援が受けられます。

| | |
|-----------------------|------------------|
| - 問い合わせ先 - | |
| ・公益財団法人群馬県産業支援機構総合相談課 | TEL 027-255-6503 |
| ・(独)中小企業基盤整備機構関東本部 | TEL 03-5470-1640 |
| ・群馬県産業経済部工業振興課地域産業係 | TEL 027-226-3358 |

◎繊維工業試験場 公募型共同研究

【産学官連携や新たな研究開発に取り組む皆様へ】を参照。(P.26)

【商店街の活性化に取り組む皆様へ】

◎地域・まちなか商業活性化支援事業

○中心市街地再興戦略事業

中心市街地の活性化に資する調査、先導的・実証的な商業施設等の整備及び専門人材の招聘に対して重点的支援を行うことにより、まちなかの商機能の活性化・維持を図り、市町村が目指す「コンパクトでにぎわいあふれるまちづくり」を推進するものです。

○対象者：民間事業者等

○対象事業：①調査事業

②先導的・実証的事業（中心市街地活性化基本計画認定要）

③専門人材活用事業

○対象経費：①謝金、旅費、会議費、会場借料、交通費、調査分析費、通信運搬費、備品費、消耗品費、委託費、雑役務費、原稿料、印刷製本費、外注費

②謝金、旅費、会議費、会場借料、交通費、通信運搬費、施設整備費、土地借料、内装・設備・施工工事費、既存施設の撤去に係る経費、無体財産購入費、プロバイダ契約料・使用料、回線使用料、広報費、借料・損料、備品費、消耗品費、委託費、雑役務費、原稿料、印刷製本費、光熱水費

③謝金、旅費、会議費、会場借料、交通費、調査分析費、通信運搬費、無体財産購入費、プロバイダ契約料・使用料、回線使用料、広報費、イベント費、借料・損料、備品費、消耗品費、委託費、雑役務費、原稿料、印刷製本費、光熱水費

③謝金、旅費、委託費

○補助率：①国2／3以内

②重点支援事業、まちづくり会社が実施する事業：国2／3以内

上記2つ以外の②事業：国1／2以内

③地方公共団体からの費用負担がある事業：国2／3以内

地方公共団体からの費用負担がない事業：国1／2以内

○限度額：①上限1,000万円、下限100万円

②重点支援事業：上限2,500万円、下限1,000万円

まちづくり会社が実施する事業、それ以外の事業：上限1億円、下限1,000万円

③地方公共団体からの費用負担がある事業：上限1,500万円、下限100万円

地方公共団体からの費用負担がない事業：上限1,000万円、下限100万円

○募集時期：終了（今後の募集は未定）

○地域・商業自立促進事業

商店街等を基盤として、地域経済の持続的発展を図るため、地域住民等のニーズや当該商店街を取り巻く外部環境の変化を踏まえ、地方公共団体と密接な連携を図り、商店街組織が単独で、又は商店街組織がまちづくり会社等の民間企業や特定非営利活動法人等と連携して行う6つの分野に係る公共性の高い取組を支援します。

○対象者：商店街振興組合、民間事業者等

○対象事業：①自立促進調査分析事業

②自立促進支援事業

《支援対象分野》

少子・高齢化、地域交流、新陳代謝、構造改善、外国人対応、地域資源活用

○対象経費：①謝金、旅費、会議費、会場借料、交通費、調査分析費、通信運搬費、回線使用料、借料・損料、備品費、消耗品費、外注費、委託費、雑役務費、原稿料、印刷製本費

②謝金、旅費、会議費、会場借料、交通費、調査分析費、通信運搬費、施設整備費、店舗等賃借料、内装・設備・施工工事費、車両の購入・改造に要する経費、無体財産購入費、プロバイダ契約料・使用料、回線使用料、広報費、借料・損料、備品費、消耗品費、外注費、委託費、雑役務費、原稿料、印刷製本費、空き店舗改造費、光熱水費

○補助率：国2／3以内

○限度額：①上限500万円、下限100万円、②上限2億円、下限100万円

○申請時期：平成28年3月11日（金）～4月27日（水）17時必着

--- 問い合わせ先 ---

・ 関東経済産業局 流通・サービス産業課 商業振興室 TEL 048-600-0318

◎中小の小売事業者等に対するレジの導入・システム改修等支援

消費税軽減税率への対応が必要な事業者の準備が円滑に進むよう以下の支援を行います。

[小売段階の支援]

- 対象者：複数税率に対応して区分経理等を行う必要がある中小の小売事業者等（複数税率対応レジを持たない者に限る）
- 対象事業：複数税率対応レジの導入
- 補助率：原則2/3
- 限度額：1台あたり20万円（商品マスタの設定や、機器設置（運搬費含む）に新たに費用を要する場合には上記にプラス20万円で上限40万円）
複数台数申請等の場合、1事業者あたり200万円
- 募集時期：平成29年5月31日までに申請（事後申請）
- その他：メーカー、販売店、ベンダー等の協力による代理申請等が利用可能

[流通段階の支援]

- 対象者：軽減税率制度の導入に伴い電子的に受発注を行うシステムの改修等を行う必要がある中小の小売事業者、卸売事業者等
- 対象事業：受発注システムの改修・入替（※リースの場合も含む。）
- 補助率：2/3
- 限度額：① 小売事業者が発注システムを改修・入替する場合 1,000万円
② 卸売事業者等が発注システムを改修・入替する場合 150万円
③ ①、②両方の改修・入替が必要な場合 1,000万円
※補助事業を超える分について、日本政策金融公庫等の低利融資が利用可能（特別利率③（基準金利－0.9%））
- 募集時期：平成29年3月31日までに事業が完了するよう申請（事前申請。交付決定以前に作業着手した場合は補助対象外。）
- その他：原則、指定事業者による代理申請（専門知識を必要とするシステムのため）

----- 問い合わせ先 -----
 ・ 関東経済産業局 流通・サービス産業課 商業振興室 TEL 048-600-0318

◎商店街・まちなかインバウンド促進支援事業（中心市街地活性化事業）

市町村が策定し、内閣総理大臣の認定を受けた中心市街地活性化基本計画に基づき、民間事業者が実施する施設整備事業のうち、特に外国人観光客の消費を取り込むための環境を整備する事業を支援することで、中心市街地及び周辺地域も含めた経済活力を向上させます。

- 対象者：民間事業者、商店街振興組合、それ以外の商店街組織、まちづくり会社・NPO法人等との連携体等
- 対象事業：外国人観光客による買物需要等を取り込むための施設整備事業（中心市街地活性化基本計画認定要）
- 対象経費：謝金、旅費、会議費、会場借料、交通費、通信運搬費、施設整備費（施設や設備等の建設又は取得に要する経費であり、設計費・設計監理費（工事監理費も含む）及び施設の敷地となる土地の取得・造成・補償に要する経費は除く。）、土地借料（複数の区画を一括して借り上げ、一体的に管理・運営を行う場合に限る。）内装・設備・施工工事費、既存施設の撤去に係る経費、無体財産購入費、プロバイダ契約料・使用料、回線使用料、広報費、借料・損料、備品費、消耗品費、委託費、雑役務費、原稿料、印刷製本費、光熱水費、翻訳料
- 補助率：国2/3以内
- 限度額：上限2億円（重点支援事業は3億円）、下限1,000万円
- 募集時期：終了（今後の募集は未定）

----- 問い合わせ先 -----
 ・ 関東経済産業局 流通・サービス産業課 商業振興室 TEL 048-600-0318

◎商店街活性化支援事業

まちなかの活性化に取り組む団体が、地域の課題を解決し、新たな経済活動・価値・魅力等を創出するために取り組むモデル的事業を支援します。（市町村との協調補助）

ー 2 補助金・助成金 ー

- 対象者：法人又は任意の商店街団体、商工会議所、商工会、NPO法人等
- 対象事業：①活性化推進事業（モデル的ソフト事業）
（例）リノベーションまちづくり事業（まちなかの遊休不動産の活用に関するソフト事業）、まちなかでの若者・女性の起業・チャレンジを促進するイベント、域外からの客に対するコンシェルジュ（案内）事業、社会課題や地域連携に係る調査・計画策定、システム構築、人材育成、実証実験、地域資源の発掘 等
- ②施設等整備事業（＝モデル的ハード事業を対象）
（例）リノベーションまちづくり事業（まちなかの遊休不動産の活用に関するハード事業）、店舗外観統一、休憩施設等設置、ポケットパーク設置、アーケード改修、街路灯改修 等
- 対象経費：①活性化推進事業
補助事業の実施に必要な次の経費
専門家謝金・旅費、施設・機器等使用料、通信運搬費、広告宣伝費、消耗品費、印刷製本費、簡易施設新設費（空き地活用）、施設・空き地賃借料（非営利目的） 等
- ②施設等整備事業
補助事業の実施に必要な次の経費
施設改装費（空き店舗活用）、施設・設備設置経費、店舗外観の統一的な改装に要する経費、情報関連設備導入経費、アーケード大規模改修経費、街路灯省電力化改修経費 等
- 補助率：①活性化推進事業 県1／3、市町村1／3
②施設等整備事業 県1／4、市町村1／4
- 申請時期：事業実施年度4月から
- 限度額：①活性化推進事業 500万円
②施設等整備事業 500万円
- 申請時期：事業実施年度4月から

--- 問い合わせ先 ---
・群馬県産業経済部商政課商業係 TEL 027-226-3342
・各市町村担当課

◎買い物弱者支援商業モデル事業

買い物弱者問題が深刻な地域において、買い物弱者を支援する買い物代行や移動販売、店舗設置等の事業に対し、市町村とともに県が助成します。

- 対象者：法人又は任意の商店街団体、商工会議所、商工会、NPO法人、民間事業者（法人格を有する中小企業者）等
- 対象事業：買い物弱者支援に係る事業のうち、新たに実施する事業又は既存事業の拡充を図る事業
- 対象経費：買い物弱者支援事業に要する次の経費
専門家謝金及び旅費、施設及び機器等使用料、店舗改装費、通信運搬費、広告宣伝費、消耗品費、備品購入費（自動車購入は除く）、車両改造費
※商品仕入に係る経費や対象事業者の経常経費は補助対象外
- 補助率：〔一般地域〕県1／3、市町村1／3
〔中山間地域〕県2／5、市町村2／5
- 限度額：100万円
- 申請時期：事業実施年度4月から

--- 問い合わせ先 ---
・群馬県産業経済部商政課商業係 TEL 027-226-3342
・各市町村担当課

◎地域・まちなか活性化コンペ事業

各地域やまちなかの価値や魅力を高める、斬新で効果的な事業プラン等を募集します。
応募された事業プランの中から、審査により選定された事業に対して、県がモデル事例として、

直接、各種支援および補助をします。

- 対象者：県内に活動拠点を有し、地域・まちなかの活性化に取り組む団体
- 対象事業：価値や魅力を高めたり、新たな経済活動等を創り出すことで、継続的に各地域やまちなかを活性化させる事業プランのうち、審査により選定された最優秀事業及び優秀事業
- 補助金額：最優秀事業（1事業）…100万円を限度に補助
優秀事業（2事業）…70万円を限度に補助
- 対象経費：補助対象事業の実施にかかる経費（県の示す対象外経費を除く）
- 補助率：県10/10
- 募集時期：平成28年6月上旬（予定）

----- 問い合わせ先 -----
・群馬県産業経済部商政課商業係 TEL 027-226-3342

【国際競争力の強化を図る皆様へ】

◎ものづくり企業海外販路開拓支援

【販路開拓・受注機会の拡大を目指す皆様へ】を参照。(P. 29)

【環境・省エネ・安全対策の推進に取り組む皆様へ】

◎群馬産業技術センター 公募型共同研究

【産学官連携や新たな研究開発に取り組む皆様へ】を参照。(P. 26)

◎エネルギー使用合理化等事業者支援事業（天然ガス分）

エネルギー多消費型設備（工業炉、ボイラー、冷温水機等）を、天然ガスを主原料とする設備へ変更する場合、その設備変更に必要な経費の一部を補助します。

- 転換前燃料：石炭、コークス、灯油、軽油、重油等（LPGは対象外）
- 補助率：1/3以内
- 限度額：1.8億円/1補助事業
- 申請時期：未定
- 採択基準：費用対効果（二酸化炭素排出削減量当たり交付補助金）の大きい事業を優先

--- 問い合わせ先 ---
・資源エネルギー庁 ガス市場整備課 TEL 03-3501-2963

◎エネルギー使用合理化等事業者支援事業

既設設備・システムの入替や製造プロセスの改善等に向けた改修、エネルギーマネジメントシステム（EMS）の導入により、工場・事業場単位での省エネ・電力ピーク対策や事業者間の省エネ対策を行う際に必要となる費用を補助します。

- 対象設備等：エアコン、業務用冷蔵庫、LED等（トップランナー制度対象機器を導入する場合、トップランナー基準を満たす製品に限定）
- 補助率：1/3以内(事業者単独事業)、1/2以内(EMSによる管理事業)
- 限度額：未定
- 申請時期：未定

--- 問い合わせ先 ---
・資源エネルギー庁 省エネルギー対策課 TEL 03-3501-9726

◎クリーンエネルギー自動車導入促進

電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車（乗用車）、燃料電池自動車の購入費の一部を補助します。

- 補助率：未定
- 申請時期：未定

--- 問い合わせ先 ---
・製造産業局 自動車課 TEL 03-3501-1690

◎エネルギー使用合理化事業者支援事業（LPガス分）

産業用等のエネルギー多消費型設備（ボイラー等）の省エネルギー化を図るため、石油ガスの高効率LPガス機器等の設備更新等に要する経費（設備改造費、設備更新費、設計費等）の一部

を補助します。

- 補助率：1／3以内
- 限度額：1.8億円／1補助事業
- 申請時期：未定

－ 問い合わせ先 －
 ・資源エネルギー庁石油流通課 TEL 03-3501-1320

◎住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業

- 【ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）支援事業】
 平成32年（2020年）までに新築住宅の過半数をZEHとすることを旨し、ZEHの価格低減及びZEHの普及加速化のため、高性能建材や高性能設備機器、蓄電池等の組合せによるZEHの導入を支援します。
- 【ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）実証事業】
 平成32年（2020年）までにZEBを実現することを旨し、そのガイドラインを作成するため、トップレベルの省エネルギーを実現する先進的な取組に対し、その構成要素となる高性能建材や高性能設備機器等の導入を支援します。
- 補助率：定額、2／3以内
- 申請時期：未定

－ 問い合わせ先 －
 ・資源エネルギー庁 省エネルギー対策課 TEL 03-3501-9726

◎再生可能エネルギー事業者支援補助金 **新規**

民間事業者が実施する、木質バイオマスや地中熱、雪氷熱等を利用した熱利用設備や、自家消費向けの木質バイオマス発電・太陽光発電等発電システム、蓄電池の導入に対して補助を行います。

- 対象事業：木質バイオマスや地中熱、雪氷熱等を利用した熱利用設備や、自家消費向けの木質バイオマス発電・太陽光発電等発電システム、蓄電池の導入
- 補助率：民間事業者による再生可能エネルギー利用設備導入 1／3
 民間事業者が地方自治体との連携・指定を受けて行う再生可能エネルギー利用設備導入 2／3
- 申請時期：未定

－ 問い合わせ先 －
 ・資源エネルギー庁 新エネルギー対策課 TEL 03-3501-4031

◎次世代自動車充電インフラ整備促進事業

電気自動車（EV）やプラグインハイブリッド自動車（PHV）に必要な充電器の購入費及び工事費の一部を補助します。

- 道の駅および高速道路SA・PAへの設置
 補助率 購入費・工事費：定額
- 集合住宅への設置
 補助率 購入費：2／3または1／2
 工事費：定額
- 宿泊施設、事業所・工場等への設置
 補助率 購入費：1／2
 工事費：定額
- 申請時期：未定

－ 問い合わせ先 －
 ・経済産業省 製造産業局 自動車課 TEL 03-3501-1690

◎省エネルギー型建設機械導入補助事業

環境性能に優れた省エネルギー型建設機械の新車導入に対して補助します。

- 対象事業：対象機種は、ハイブリッド等の機能を含め、国土交通省策定の燃費基準値を超える燃費性能を有する建設機械、かつ、排ガス四次規制（2011、2014年）適合車（油圧ショベル、ブルドーザー、ホイールローダー）
- 補助率：1/1、2/3
- 申請時期：未定

－ 問い合わせ先 －
・経済産業省 製造産業局 産業機械課 TEL 03-3501-1691

◎先進対策の効率的実施によるCO₂排出量大幅削減事業

事業者が、設備導入と運用改善によるCO₂削減目標を掲げ、環境省が指定するBAT（設備の新設・更新時に利用可能な最先端技術）の効率水準を満たす高効率設備等の導入に対して補助します。

※事業者が削減約束量を超過達成した場合には排出枠の売却を、未達成の場合には、排出枠を調達し目標を遵守する。

- 対象事業：環境省が指定するBATの中から選択（エアコン、ヒートポンプ給湯器、吸収式冷温水器、ボイラ、コージェネレーション、LED等）
- 補助率：1/3以内
- 申請時期：未定

－ 問い合わせ先 －
・環境省 地球環境局 地球温暖化対策課市場メカニズム室 TEL 03-5521-8354

◎先端技術を利用した省エネ型自然冷媒機器普及促進事業

冷凍空調機器の冷媒として自然冷媒を使用し、かつ、エネルギー効率の高い機器の導入に対して補助します。

- 対象事業：冷凍冷蔵倉庫、食品製造工場、食品小売店舗における省エネ型自然冷媒機器の導入
- 補助率：1/2又は1/3以内
- 申請時期：未定

－ 問い合わせ先 －
・環境省 地球環境局 地球温暖化対策課フロン等対策推進室 TEL 03-5521-8329

◎中小トラック運送業者向け環境対応型ディーゼルトラック補助事業

中小トラック運送業者が、燃費性能の高い環境対応車両への買い替えに対して補助します。

- 対象事業：平成16年以前の新規登録車から環境対応車への買い替えに限る。また、エコドライブの実施を含む燃費改善のための計画策定及び燃費改善効果の実績報告を求める。
- 補助率：大型車（100万円）、中型車（70万円）、小型車（40万円）
- 申請時期：未定

－ 問い合わせ先 －
・環境省 水・大気環境局 自動車環境対策課 TEL 03-5521-8301

◎先進環境対応トラック・バス導入加速事業

トラック・バスにおける先進環境対応車の普及初期段階における導入加速を支援するため、標準的燃費水準の車両との差額の一定率を補助する。

- 補助対象：トラック・バス所有事業者（営業用バス、営業用中型・小型トラックを除く）

○補助額 : ハイブリッド車・天然ガス車 : 1 / 2、燃料電池車・電気自動車 : 2 / 3

--- 問い合わせ先 ---
 ・環境省 水・大気環境局 自動車環境対策課 TEL 03-5521-8301

◎中小企業等PCB廃棄物処理費用軽減制度

ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物処理基本計画に基づき、中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO)でPCB廃棄物を委託処理するときの負担費用を軽減する制度です。

- 対象者 : ①中小企業者(業種毎に定める資本金、従業員数等の基準を満たす者)
- ②中小企業団体等(中小企業団体の組織に関する法律に規定する中小企業団体、あるいは特別の法律によって設立された組合又はその連合会であって、その直接又は間接の構成員の2 / 3以上が①のいずれかに該当するもの)
- ③法人(常時使用する従業員が100人以下の法人)
- ④個人
 - ・解散又は事業を廃止した事業者から軽減対象廃棄物を継承して保管している個人
 - ・何らかの理由で軽減対象となるPCB廃棄物を保管することとなった個人
 - ・破産者(破産管財人)
- 対象経費 : PCB廃棄物の処理料金が対象となります。なお、PCB廃棄物の輸送にかかる費用は対象とはなりません。
- 対象廃棄物 : 高濃度PCB廃棄物であるトランス類、コンデンサ類、安定器、PCB油類、PCB汚染物等、保管容器。
- 補助率 : 対象者①～③は処理料金の70%が軽減され、対象者④は処理料金の95%が軽減されます。
- 申請時期 : JESCOとPCB廃棄物の処理委託契約を締結する直前です。

--- 問い合わせ先 ---
 中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO) TEL 03-5765-1920(代表)

◎戦略的中心市街地エネルギー有効利用事業費補助金

中心市街地活性化法に定める経済産業大臣認定を受けた特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づき、民間事業者が整備する高度な商業施設等への省エネルギー設備等の導入するモデル事業を国が助成します。

- 対象者 : 民間事業者
- 対象事業 : 支援対象分野に係る商店街の取組でモデル事業として他の商店街への波及が見込まれる次の事業
 - ①調査事業

中心市街地活性化法に基づく特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づき整備する施設事業に省エネルギー設備を導入するにあたり、省エネルギーの測定を行うと共に、まちづくり(中心市街地活性化)にどのように活用していくかを調査・分析する事業
 - ②実証事業

導入する設備について、省エネルギー効果の算定等に関する調査の結果を踏まえ、「エネルギーの使用の合理化に関する建築主事等及び特定建築物の所有者の判断の基準(平成25年経済産業省・国土交通省告示第1号)」等により、基準となる一次エネルギー量と比べて、施設全体において省エネルギー効率が40%以上達成できることが見込まれ、併せて、障害省エネルギー効果を活用して行う「まちの賑わい向上」に資する事業の内容と効果が明確である事業(中心市街地活性化法に基づく特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の経済産業大臣認定を受けている事業に限る)
- 対象経費 : ①謝金、旅費、会議費、会場借料、交通費、調査分析費、通信運搬費、借料・損料、備品費、消耗品費、委託費、雑役務費、原稿料、印刷製本費
- ②設備費、工事費
- 補助率 : ①定額
- ②国2 / 3以内

－ 2 補助金・助成金 －

- 限度額：①上限1,000万円、下限100万円、②上限3億円、下限100万円
- 申請時期：平成27年3月23日(月)～平成27年5月28日(木)
 - 第1次先行：平成27年4月16日(木) 締切り
 - 第2次先行：平成27年5月28日(木) 締切り

----- 問い合わせ先 -----
・ 経済産業省商務流通保安グループ中心市街地活性化室 TEL 03-3501-3754

【雇用の安定を図る皆様へ】

◎トライアル雇用奨励金

職業経験、技能、知識等から安定的な就職が困難な求職者について、常用雇用へ移行することを目的に公共職業安定所又は有料・無料職業紹介事業者（当該助成金に係る取扱いを行う旨の標識を掲げる事業者に限る）等の紹介により一定期間（原則3か月）試行雇用した場合に奨励金を支給します。

○対象者：次のいずれかの要件を満たした上で、紹介日に本人がトライアル雇用を希望した場合に対象となります。

①就労経験のない職業を希望する者、②学校卒業後3年以内で、卒業後、安定した職業に就いていない者、③妊娠、出産・育児を理由に離職し、紹介日の前日時点で、安定した職業に就いていない期間が1年を超えている者、④母子家庭の母等、⑤父子家庭の父、⑥生活保護受給者、など

○支給要件：次のいずれにも該当する事業主であること（この他にも要件があります）

- ・雇用保険適用事業所の事業主であること
- ・トライアル雇用開始日の前日から起算して6か月前の日からトライアル雇用期間終了日まで、トライアル雇用に係る事業所において雇用保険被保険者を事業主都合により離職させていないこと
- ・トライアル雇用開始日の前日から起算して過去3年間に当該トライアル雇用に係る対象者を雇用したことがないこと
- ・トライアル雇用労働者に対して、トライアル雇用期間中に支払うべき賃金を支払っていること
- ・併給調整の対象となる助成金の支給を受けていないこと

○助成額：対象者1人あたり月額最大4万円（最長3か月間）

対象者が母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、若年雇用促進法に基づく認定事業主が35歳未満の対象者に対しトライアル雇用を実施する場合
いずれも1人あたり月額5万円（最長3ヶ月間）となります。）

----- 問い合わせ先 -----

- ・群馬労働局職業安定部職業対策課 TEL 027-210-5008
- ・事業所を管轄する公共職業安定所（ハローワーク）（巻末「問い合わせ先一覧」参照）

◎雇用調整助成金

景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、その雇用する労働者を一時的に休業、教育訓練又は出向させた場合に、休業、教育訓練又は出向に係る手当若しくは賃金等の一部を助成します。

なお、中小企業緊急雇用安定助成金は、平成25年4月1日以降は雇用調整助成金に統合されました。

○支給要件（この他にも要件があります）

- ・休業等を実施する場合は、従業員の全一日の休業又は事業所全員一斉の短時間休業を行うこと。
- ・出向を実施する場合は、3か月以上1年以内の出向を行うこと。
※大型倒産等事業主などの特定の事業主については、要件が異なります。詳しくは最寄りのハローワークにお問い合わせください。

○支給額

①休業の場合：休業手当相当額の1/2（中小企業の場合は2/3）上限あり

②教育訓練の場合：次のaとbの合計額

a 賃金相当額1/2（中小企業の場合は2/3）上限あり

b 上記の金額に1人1日1,200円を加算

③出向の場合：出向元で負担した額の1/2（中小企業の場合は2/3）上限あり

なお、雇用調整助成金の対象期間は1年であり、1年ごとに受給要件の確認が必要です。

----- 問い合わせ先 -----

- ・事業所を管轄する公共職業安定所（ハローワーク）（巻末「問い合わせ先一覧」参照）

◎特定求職者雇用開発助成金

(1) 特定就職困難者雇用開発助成金

高齢者、障害者等の就職が特に困難な方を、公共職業安定所又は有料・無料職業紹介事業者（当該助成金に係る取扱いを行う旨の標識を掲げる事業者に限る）等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対し支給されます。

○支給要件（この他にも要件があります）

①次の求職者（65歳未満の者に限る）を公共職業安定所又は有料・無料職業紹介事業者（当該助成金に係る取扱いを行う旨の標識を掲げる事業者に限る）等の紹介により、雇用保険一般被保険者として雇い入れ、継続して雇用することが確実であると認められること

イ 60歳以上、ロ 身体障害者、ハ 知的障害者、ニ 精神障害者、ホ 母子家庭の母等、ヘ 父子家庭の父（児童扶養手当を受けている者に限る）、など

②対象労働者の雇入れの日の前日から起算して6か月前から1年間を経過する日までの間に、雇入れ事業主が、当該雇入れに係る事業所で雇用する雇用保険被保険者を事業主の都合により解雇したことがないこと

③上記②と同期間に特定受給資格者となる離職理由により、当該雇入れに係る事業所で雇用する雇用保険被保険者を一定の割合を超えて離職させていないこと

○助成額・助成期間

| 対象労働者 | 助成額 | | 助成期間 | |
|-------------------------------|-------|-------|-------|------|
| | 大企業 | 中小企業 | 大企業 | 中小企業 |
| ①60歳以上、母子家庭の母等など (②、③以外) ※ | 50万円 | 60万円 | 1年 | 1年 |
| ②身体・知的障害者 ※ | 50万円 | 120万円 | 1年 | 2年 |
| ③重度障害者等 ※ | 100万円 | 240万円 | 1年6か月 | 3年 |
| ④60歳以上、母子家庭の母等など（短時間）（⑤以外） | 30万円 | 40万円 | 1年 | 1年 |
| ⑤障害者（短時間） | 30万円 | 80万円 | 1年 | 2年 |

※短時間労働者を除く

(2) 高齢者雇用開発特別奨励金

※ ご案内の内容は、国会において平成28年度予算が成立した後に実施の予定です。

65歳以上の離職者を、公共職業安定所又は有料・無料職業紹介事業者（当該助成金に係る取扱いを行う旨の標識を掲げる事業者に限る）等の紹介により1週間の所定労働時間が20時間以上の労働者として雇い入れ、1年以上雇用することが確実な場合に支給されます。

○支給要件（この他にも要件があります）

①以下の要件を満たす者を雇い入れること

・雇い入れ日現在において満65歳以上の者であること

・紹介日および雇入れ日現在、雇い入れに係る事業主以外の事業主と一週間の所定労働時間が20時間以上の雇用関係にない者

②雇用保険の被保険者資格を喪失した離職日の翌日から3年後の日までに雇い入れられた者

③雇用保険の被保険者資格を喪失した離職日から過去1年間に被保険者であった期間が6月以上あった者

○助成額：70万円（中小企業以外は60万円）、短時間労働者は50万円

（中小企業以外は40万円）

※助成期間は1年間で、助成額は上記の金額を助成対象期間6か月ごとに分割支給

(3) 被災者雇用開発助成金

東日本大震災の被災地域における被災離職者等を、公共職業安定所又は有料・無料職業紹介事業者（当該助成金に係る取扱いを行う旨の標識を掲げる事業者に限る）等の紹介により、1年以上継続して雇用されることが見込まれる労働者として雇い入れた事業主に対して支給されます。

○助成額：60万円（中小企業以外は50万円）、短時間労働者は40万円

(中小企業は30万円)

※助成期間は1年間で、助成額は上記の金額を助成対象期間6か月ごとに分割支給

－ 問い合わせ先 －

- ・群馬労働局職業安定部職業対策課 TEL 027-210-5008
- ・事業所を管轄する公共職業安定所（ハローワーク）（巻末「問い合わせ先一覧」参照）

◎労働移動支援助成金

※ご案内の内容は、国会において平成28年度予算が成立した後に実施の予定です。

事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者等の再就職援助のための措置等を講じる事業主に対して助成するものであり、当該労働者（※）の早期再就職を目的としています。
 （※公共職業安定所長の認定を受けた再就職援助計画等の対象となった労働者）

（1）再就職支援奨励金

事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者等に対して、その再就職を実現するための支援を民間の職業紹介事業者に委託等して行う事業主に助成を行います。

| | | |
|----------|---|---|
| 委託開始申請分 | 離職する労働者の再就職支援を職業紹介事業者に委託した際に支給申請を行う分（職業紹介事業者への委託に要した費用の一部の助成） | 中小企業事業主・中小企業事業主以外10万円（委託総額が20万円に満たない場合は、委託総額×1/2） |
| 再就職実現申請分 | 離職する労働者の再就職が実現した際に支給申請を行う分 | ①～③の合計額から委託開始申請分によって支給された額を控除した額（上限：委託総額または60万円のいずれか低い方） |
| 再就職支援 | （①職業紹介事業者への委託に要した費用の一部の助成（委託開始申請分を除く）） | （委託総額－②訓練加算の額－③グループワーク加算の額） × 2/3（45歳以上の場合4/5）（中小企業事業主） 1/2（45歳以上の場合2/3）（中小企業事業主以外） |
| 訓練 | （②職業紹介事業者への委託に要した費用のうち、再就職支援の一環として行われた訓練に係る上乗せ助成） | 中小企業事業主・中小企業事業主以外6万円/月（上限：3ヶ月分） |
| グループワーク | （③職業紹介事業者への委託に要した費用のうち、再就職支援の一環として行われたグループワークに係る上乗せ助成） | 中小企業事業主・中小企業事業主以外3回以上実施で1万円 |
| 休暇付与制度 | （離職が決定している労働者に対して事業主が求職活動のための休暇を与えた場合の助成） | 休暇付与1日あたり（上限：180日分） 中小企業事業主8,000円 中小企業事業主以外5,000円 なお、労働日に通常支払われる賃金の額が上記金額に満たない場合は、当該額が休暇付与1日あたりの支給額になります |

※1年度1事業所当たり500人分を上限とします。

(2) 受入れ人材育成支援奨励金

① 早期雇入れ支援

再就職援助計画等の対象となった労働者を早期に期間の定めのない労働者として雇い入れた事業主に対して助成を行います。

○支給要件（この他にも要件があります）

- ・離職日の翌日から起算して3か月以内に期間の定めのない労働者として雇い入れること
- ・雇入れ日以降、雇用保険の一般被保険者であること

○支給額

- ・支給対象者1人につき40万円

※1年度1事業所当たり500人分を上限とします。

② 人材育成支援

再就職援助計画等の対象となった労働者を雇い入れ、その労働者に対してOff-JTのみ、または、Off-JTおよびOJTを行った事業主に対して助成を行います。

| 訓練の種類 | 助成対象 | 支給額 |
|--------|--------|--------------------------|
| OFF-JT | 賃金助成 | 1時間当たり800円（上限1,200時間／1人） |
| | 訓練経費助成 | 実費相当額（上限30万円） |
| OJT | 訓練実施助成 | 1時間あたり700円（上限680時間／1人） |

※1年度1事業所当たり5,000万円を上限とします。

(3) キャリア希望実現支援奨励金

生涯現役移籍受入れ支援として、被保険者（高年齢継続被保険者等を除く。）であった者（40歳以上60歳未満の者に限る。）を移籍出向により雇い入れた事業主（その雇用する労働者が希望するときは、その年齢が65歳を超えても引き続いて雇用する事業主に限る。）に対し、1人当たり40万円が支給されます。

----- 問い合わせ先 -----

- ・群馬労働局職業安定部職業対策課 TEL 027-210-5008
- ・事業所を管轄する公共職業安定所（ハローワーク）（巻末「問い合わせ先一覧」参照）

◎三年以内既卒者等採用定着奨励金

学校等の既卒者や中退者の応募機会の拡大および採用・定着を図るため、既卒者等が応募可能な新卒求人の申込みまたは募集を新たに行い、採用後一定期間定着させた事業主に対して助成するもので、「既卒者等コース」と「高校中退者コース」の2つのコースがあります。

○支給要件（この他にも要件があります）

(1) 既卒者等コース

- ・既卒者・中退者が応募可能な新卒求人の申込みまたは募集を行い、当該求人・募集に応募した既卒者・中退者を通常の労働者として雇用したこと（少なくとも卒業または中退後3年以内の者が応募可であることが必要です）
- ・当該求人の申込みまたは募集前3年度間において、既卒者等が応募可能な新卒求人の申込みまたは募集を行っていないこと

(2) 高校中退者コース

- ・高校中退者が応募可能な高卒求人の申込みまたは募集を行い、当該求人・募集に応募した高校中退者を通常の労働者として雇用したこと（少なくとも中退後3年以内の者が応募可であることが必要です）
- ・当該求人の申込みまたは募集前3年度間において、高校中退者が応募可能な高卒求人の申込みまたは募集を行っていないこと

※通常の労働者とは、直接雇用であり、期間の定めがなく、社内の他の雇用形態の労働者（役員

- を除く) に比べて高い責任を負いながら業務に従事する労働者をいいます。
 ※平成31年3月31日までに募集等を行い、平成31年4月30日までに対象者を雇入れることが必要です。
 ※奨励金の対象者は、学校等を卒業または中退した者で、これまで通常の労働者として同一の事業所に引き続き12か月以上雇用されたことがない者となっております。

○支給額

| 企業区分 | コース | 1人目 | | | 2人目 | | |
|----------------|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | | 1年 定着後 | 2年 定着後 | 3年 定着後 | 1年 定着後 | 2年 定着後 | 3年 定着後 |
| 中小企業 事業主 | 既卒者等コース | 50万 | 10万 | 10万 | 15万 | 10万 | 10万 |
| | 高校中退者コース | 60万 | 10万 | 10万 | 25万 | 10万 | 10万 |
| 中小企業以 外の事業主 | 既卒者等コース | 35万 | － | － | － | － | － |
| | 高校中退者コース | 40万 | － | － | － | － | － |
| 認定企業※ | 全てのコース | 10万加算 | － | － | 10万加算 | － | － |

※若者雇用促進法に基づく認定企業（ユースエール認定企業）

問い合わせ先
 ・群馬労働局職業安定部職業対策課 TEL 027-210-5008
 ・事業所を管轄する公共職業安定所（ハローワーク）（巻末「問い合わせ先一覧」参照）

◎生涯現役起業支援助成金

※ご案内の内容は、国会において平成28年度予算が成立した後に実施の予定です。

中高年齢者等が起業によって自らの就業の機会を創出するとともに、事業運営のために必要となる従業員（中高年齢者等）の雇入れについて、助成します。

○支給要件（この他にも要件があります）

- ・新たな事業を開始した日（法人の場合は当該法人設立日、個人の場合は新たな事業を開始した日）において、事業主（法人の場合は代表者）の年齢が40歳以上で、当該事業にもっぱら従事する者ものであること・法人の設立又は事業の開始（法人による場合を除く。）の日から12箇月以内に、雇用創出のための募集及び採用並びに教育訓練に関する計画（雇用創出計画）について都道府県労働局長の認定を受け、その計画期間内に、次の（イ）又は（ロ）に定める数以上の者を新たに継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主であること

（イ）60歳以上の者2人

（ロ）40歳以上60歳未満の者3人（60歳以上の者を1人新たに継続して雇用する労働者として雇い入れる場合にあっては、2人）

○助成対象費用

12か月以内で定める計画期間内に行った対象労働者の雇入れにあたり支給対象事業主が行うべき措置であって、募集及び採用並びに教育訓練に係る措置に要した費用です。計画期間内に契約を締結（契約を行ったものに限る。）し、計画期間の初日から支給申請日までに弁済期が到来し支払った部分（分割払の場合、分割払手数料分を含む。）のみが対象となります。

○助成額

助成対象費用について、費目ごとにイに定める額を助成対象経費の上限額とし、ロの額を助成します。

イ 助成対象費用の費目ごとの上限額は、以下のとおりとなります。

| 助成対象 | 上限額 |
|--|------|
| イ(イ)「民間有料職業紹介事業の利用料」 | 45万円 |
| イ(ロ)「求人情報誌、求人情報サイトへの掲載費用」 | 22万円 |
| イ(ハ)「募集・採用パンフレット等の作成費用」 | 45万円 |
| イ(ニ)「就職説明会の実施に係る費用」、 （ホ）「採用担当者が募集・採用のために要した宿泊費」、 （ヘ）「採用担当者が募集・採用のために要した交通費」、 | 70万円 |

－ 2 補助金・助成金 －

| | |
|--|------|
| ヘ「支給対象事業主が実施したインターンシップに要した費用」 の合計額 | |
| ロ「就業規則の策定、職業適性検査の実施その他の支給対象事業主に雇用される労働者の雇用管理の改善の取組みに要した費用」 | 53万円 |
| ハ「対象労働者に対し、その者が従事する職務に必要な知識又は技能を習得させるための研修及び講習等に要した費用」 | 16万円 |
| ニ「対象労働者が移転した際、支給対象事業主が負担した場合の費用」 | 20万円 |
| ホ「対象労働者が求職活動を行っていた間の経費について、支給対象事業主が負担した場合の費用」 | 29万円 |

ロ 起業者の年齢区分に応じて次の(イ)又は(ロ)の額を助成します。

(イ) 起業者の起業基準日における年齢が60歳以上の場合

ロの助成対象費用の合計額に3分の2を乗じた額（ただし、その額が200万円を超えるときは、200万円を上限）

(ロ) 起業者の起業基準日における年齢が40歳以上60歳未満の場合

ロの助成対象費用の合計額に2分の1を乗じた額（ただし、その額が150万円を超えるときは、150万円を上限）

※受給のためには、計画書を作成し、必要な書類を添付した上で、計画期間の初日から1か月前かつ起業基準日（法人にあっては「新たに法人を設立した日」、個人事業主にあっては「新たに事業を開始した日」）から12か月以内に、管轄労働局に認定申請をし、認定を受ける必要があります。

－ 問い合わせ先 －

・ 群馬労働局職業安定部職業対策課 TEL 027-210-5008

◎高年齢者雇用安定助成金

※ご案内の内容は、国会において平成28年度予算が成立した後に実施の予定です。

高年齢者が意欲と能力がある限り年齢に関わりなくいきいきと働ける社会の構築に向けて

(1) 高年齢者の雇用環境整備を行う事業主や、(2) 有期契約の高年齢者を定年後も安定した雇用形態に転換する事業主に対して助成金を支給します。

(1) 高年齢者活用促進コース **拡充**

○高年齢者活用促進の措置

- ①新分野への進出等
- ②機械設備の導入等
- ③高年齢者の雇用管理制度の導入等
- ④健康管理制度の導入

人間ドック又は生活習慣病予防検診制度を導入した場合、コンサルタントへの依頼等に要した費用について30万円の費用を要したものとみなします。（制度を就業規則等に規定する必要があります。）

⑤定年の引上げ等【100万円のみなし費用の対象となる措置における年齢の引下げ】

※次のいずれかの措置を講じた場合に100万円のみなし費用の対象となります。

- ・ 66歳以上への定年の引上げ
- ・ 定年の定め廃止
- ・ 65歳以上への定年の引上げ及び希望者全員を66歳以上の年齢まで雇用する継続雇用制度の導入

○助成額

①～⑤に係る環境整備計画の実施に要した費用の2/3（中小企業以外1/2）

※ 60歳以上の雇用者1人当たり20万円上限（上限1,000万円）

※ ただし、以下のいずれかの事業主の場合は60歳以上の雇用者1人当たり30万円上限

- a 建設・製造・医療・保育・介護の分野に係る事業を営む事業主
- b 65歳以上の高年齢者（高年齢継続被保険者）の雇用割合が4%以上の事業所
- c 高年齢者活用促進の措置のうち「機械設備の導入等」を実施した事業主

(2) 高年齢者無期雇用転換コース **新規**

<高年齢者無期雇用転換コース>

○助成内容

50歳以上で定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用に転換させた事業主に対して、その人数に応じ助成します。（制度を就業規則等に規定する必要があります。）

○助成額

対象者1人につき50万円（中小企業以外は1人につき40万円）
ただし、1支給申請年度あたりの上限は10人とします。

（3）制度の適用について

- ・ 上記制度の内容については、施行日（平成28年度予算成立日）以降に環境整備計画書を提出された事業主に適用されます。
- ・ この内容は確定したものではなく、政府予算の審議状況や政府方針の変更等により、内容が変更される可能性があります。

--- 問い合わせ先 ---
・（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 群馬支部 高齢・障害者業務課
TEL 027-287-1511

◎障害者雇用調整金

常用雇用労働者が100人を超える規模で、法定雇用率（2.0%）を超えて身体障害者等を雇用する事業主に対して、障害者雇用納付金制度に基づく障害者雇用調整金が支給されます。

○支給額：障害者1人につき月額27,000円

○申請時期：平成28年4月1日～5月16日

--- 問い合わせ先 ---
・（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 群馬支部 高齢・障害者業務課
TEL 027-287-1511

◎障害者雇用報奨金

常用雇用労働者100人以下の規模で、一定数（各月の常用雇用労働者数の4%の年度間合計数又は72人のいずれか多い数）を超えて身体障害者等を雇用する事業主に対して、障害者雇用納付金制度に基づく報奨金が支給されます。

○支給額：障害者1人につき月額21,000円

○申請時期：平成28年4月1日～8月1日

--- 問い合わせ先 ---
・（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 群馬支部 高齢・障害者業務課
TEL 027-287-1511

【働く方々のスキルアップを目指す皆様へ】

◎キャリア形成促進助成金

※ ご案内の内容は、国会において平成28年度予算が成立した後に実施の予定です。

労働者のキャリア形成を効果的に促進するため、雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練などを計画に沿って実施した場合や制度の導入及び適用をした際に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を事業主に支給します。

(1) 雇用型訓練コース

①特定分野認定実習併用職業訓練

建設業、製造業、情報通信業、その他高度で実践的な訓練の必要性の高い分野（特定分野）に関する認定実習併用職業訓練（厚生労働大臣の認定を受けて実施するOJTとOFF-JT訓練を組み合わせる訓練）（対象：中小企業・中小企業以外・事業主団体等）

○経費助成：訓練実施に要した経費の2/3（中小企業以外1/2）

支給限度額：1人1コース当たり15万円～50万円（中小企業以外10万円～30万円）

事業主団体等（中小企業団体）15万円～50万円（中小企業団体以外）10万円～30万円

○賃金助成：1人1時間当たり800円（中小企業以外400円）

○実施助成：1人1時間当たり700円（中小企業以外400円）

②認定実習併用職業訓練

厚生労働大臣の認定を受けて実施するOJTとOFF-JTを効果的に組み合わせる訓練

（対象：中小企業・中小企業以外）

○経費助成：訓練実施に要した経費の1/2（中小企業以外1/3）

支給限度額：1人1コース当たり15万円～50万円（中小企業以外10万円～30万円）

○賃金助成：1人1時間当たり800円（中小企業以外400円）

○実施助成：1人1時間当たり700円（中小企業以外400円）

③中高年齢雇用型訓練

中高年齢新規雇用者等を対象としたOJTとOFF-JT訓練を組み合わせる訓練

（対象：中小企業・中小企業以外）

○経費助成：訓練実施に要した経費の1/2（中小企業以外1/3）

支給限度額：1人1コース当たり15万円～50万円（中小企業以外10万円～30万円）

○賃金助成：1人1時間当たり800円（中小企業以外400円）

○実施助成：1人1時間当たり700円（中小企業以外400円）

(2) 重点訓練コース

①若年人材育成訓練

採用後5年以内で、35歳未満の若年労働者への訓練（対象：中小企業・中小企業以外）

OFF-JTにより実施される訓練

○経費助成：訓練実施に要した経費の1/2（中小企業以外1/3）

支給限度額1人1コース当たり15万円～50万円（中小企業以外10万円～30万円）

○賃金助成：1人1時間当たり800円（中小企業以外400円）

②熟練技能育成・承継訓練

熟練技能者の指導力強化、技能継承のための訓練、認定職業訓練（対象：中小企業・中小企業以外）

OFF-JTにより実施される訓練

○経費助成：訓練実施に要した経費の1/2（中小企業以外1/3）

支給限度額1人1コース当たり15万円～50万円（中小企業以外10万円～30万円）

○賃金助成：1人1時間当たり800円（中小企業以外400円）

③成長分野等・グローバル人材育成訓練

健康・環境などの成長分野や海外関連業務に従事する人材育成のための訓練

（対象：中小企業・中小企業以外）

OFF-JTにより実施される訓練

○経費助成：訓練実施に要した経費の1/2（中小企業以外1/3）

支給限度額1人1コース当たり15万円～50万円（中小企業以外10万円～30万円）

○賃金助成：1人1時間当たり800円（中小企業以外400円）

④中長期的キャリア形成訓練

厚生労働大臣が専門的・実践的な教育訓練として指定した講座

訓練（対象：中小企業・中小企業以外）

専門実践教育訓練であること

- 経費助成：訓練実施に要した経費の1/2（中小企業以外1/3）
支給限度額1人1コース当たり15万円～50万円（中小企業以外10万円～30万円）
- 賃金助成：1人1時間当たり800円（中小企業以外400円）
- ⑤育休中・復帰後等人材育成訓練
育児休業中・復帰後・再就職後の能力アップのための訓練(対象:中小企業・中小企業以外)
OFF-JTにより実施される訓練
- 経費助成：訓練実施に要した経費の2/3（中小企業以外1/2）
支給限度額1人1コース当たり15万円～50万円（中小企業以外10万円～30万円）
- 賃金助成：1人1時間当たり800円（中小企業以外400円）

（3）一般型訓練コース

- ①一般企業型訓練
雇用型訓練コース及び重点訓練コース以外の訓練（対象：中小企業のみ）
OFF-JTにより実施される訓練
- 経費助成：訓練実施に要した経費の1/3
支給限度額1人1コース当たり7万円～20万円
- 賃金助成：1人1時間当たり400円
- ②一般団体型訓練
事業主団体等が行う訓練（対象：事業主団体等のみ）
- 経費助成：訓練実施に要した経費の1/2
支給限度額1団体当たり500万円

（4）制度導入コース

- ①教育訓練・職業能力評価制度
従業員に対する教育訓練か職業能力評価を、ジョブ・カードを活用し、計画的に行う制度を導入し、適用した場合に助成する（対象：中小企業・中小企業以外）
- 制度導入助成50万円（中小企業以外25万円）
- ②セルフ・キャリアドック制度
セルフ・キャリアドック制度を導入し、適用した場合に助成する（対象：中小企業・中小企業以外）
- 制度導入助成50万円（中小企業以外25万円）
- ③技能検定合格報奨金制度
技能検定に合格した従業員に報奨金を支給する制度を導入し、適用した場合に助成する（対象：中小企業、中小企業以外）
- 制度導入助成50万円（中小企業以外25万円）
- ④教育訓練休暇等制度
教育訓練休暇制度又は教育訓練短時間勤務制度を導入し、適用した場合に助成する（対象：中小企業・中小企業内）
- 制度導入助成50万円（中小企業以外25万円）
- ⑤社内検定制度
社内検討制度を導入し、実施した場合に助成する（対象：中小企業・中小企業以外）
- 制度導入助成50万円（中小企業以外25万円）
- ⑥事業主団体助成制度
従業員に対し教育訓練か職業能力評価を行う構成事業主の支援及び業界検定・教育訓練プログラムの開発を実施した場合に助成する（対象：事業主団体等）
- 制度導入助成 2/3

○支給限度額

- [賃金助成・OJT実施助成の限度時間・額]
- ・賃金助成（1人1コース当たり）/1,200時間
（認定職業訓練、重点訓練コースのうち、中長期的キャリア形成コースの専門実践教育訓練は1,600時間）
- ・OJT実施助成（1人1コース当たり）/476,000円（中小企業以外：272,200円）
（認定実習併用職業訓練、特定分野認定実習併用職業訓練）
- ・268,000円（中小企業以外153,000円）（中高年齢者雇用型訓練）

○受講数の制限（重点訓練コース・雇用型訓練コース・一般型訓練コース）

- ・助成対象となる訓練等の受講回数は、1人1年度※3コースまで
- ※「年間職業能力開発計画期間」内

－ 2 補助金・助成金 －

○ 1 事業所・1 事業主団体等の支給額

(重点訓練コース・雇成型訓練コース・一般型訓練コース)

- ・ 1 事業所が1年度※1に受給できる助成額は、最大で**500万円**※2

(認定職業訓練、雇成型訓練コースの場合は、**1,000万円**)

- ・ 1 事業主団体が1年度に受給できる助成金は**500万円**

※1 支給申請日を基準とし、4月1日から3月31日まで

※2 1事業主が単独で申請したうえで共同事業主として申請する場合も500万円が限度となります。

また、制度導入コース分の支給額は当該上限には考慮しません。

(制度導入コース)

- ・ 受給できる助成額は最大で**500万円**

(事業主団体助成制度のうち業界検定は1,000万円)

--- 問い合わせ先 ---

・ 群馬労働局職業安定部職業対策課

TEL 027-210-5008

◎ キャリアアップ助成金

※ ご案内の内容は、国会において平成28年度予算が成立した後に実施の予定です。

有期契約労働者等の雇用の安定、人材育成や処遇の改善等を実施する事業主に対して支給します。

(1) 正社員化コース

① 正規雇用等に転換又は直接雇用する制度を規定し、有期契約労働者等を正規雇用等に転換した場合に助成する

② 有期契約労働者等を **勤務地限定正社員、職務限定正社員、短時間正社員**に転換または直接雇用した場合に助成する

③ 多様な正社員を **正規雇用労働者に転換**した場合に助成する

〈転換区分〉

ア 有期→正規：1人当たり 60万円 (大企業45万円)

イ 有期→無期：1人当たり 30万円 (大企業22.5万円)

ウ 無期→正規：1人当たり 30万円 (大企業22.5万円)

ア～ウの共通事項

※派遣労働者を正規雇用労働者として直接雇用する場合、1人当たり30万円加算

※対象者が母子家庭の母または父子家庭の父の場合

若年雇用促進法に基づく認定事業主が35歳未満の者を転換等をした場合

アは1人当たり10万円、イ、ウは5万円加算

エ 有期→多様な正社員：1人当たり 40万円 (大企業30万円)

オ 無期→多様な正社員：1人当たり 10万円 (大企業7.5万円)

カ 多様な正社員→正規：1人当たり 20万円 (大企業15万円)

※エ、オについて、派遣労働者を派遣先で多様な正社員として直接雇用した場合、

1人当たり15万円加算

※エ～カについて、母子家庭の母または父子家庭の父を転換した場合

または 若年雇用促進法に基づく認定事業主が35歳未満の者を転換した場合

いずれも1人当たり5万円加算

※エ、オは、勤務地・職務限定正社員制度を新たに規定した場合、

1事業所当たり10万円 (大企業7.5万円) 加算

※支給上限人数を1事業所1コース当たり**15人**に設定

(2) 人材育成コース

有期契約労働者等に対して職業訓練等を実施した場合に助成する

① 一般職業訓練

OFF-JTにより実施される訓練を行った場合に助成

○経費助成：訓練時間数が100時間未満の場合 10万円 (大企業7万円)

訓練時間数が100時間以上200時間未満の場合 20万円 (大企業15万円)

訓練時間数が200時間以上の場合 30万円 (大企業20万円)

○賃金助成：1人1時間当たり800円 (大企業500円)

②有期実習型訓練

「ジョブカード」を活用したOFF-JTとOJTを組み合わせた3～6ヶ月の職業訓練を行った場合に助成（非正規雇用労働者を正社員に登用するときに活用できます）

- 経費助成：訓練時間数が100時間未満の場合 10万円（大企業7万円）
 訓練時間数が100時間以上200時間未満の場合 20万円（大企業15万円）
 訓練時間数が200時間以上の場合 30万円（大企業20万円）

※有期実習型訓練終了後、対象者を正規雇用労働者等に転換した場合

OFF-JTにかかる経費の上限額（実費を限度）

- 訓練時間数が100時間未満の場合 15万円（大企業10万円）
 訓練時間数が100時間以上200時間未満の場合 30万円（大企業20万円）
 訓練時間数が200時間以上の場合 50万円（大企業30万円）

○貸金助成：1人1時間当たり 800円（大企業500円）

○実施助成：1人1時間当たり 800円（大企業700円）

〈1年度1事業所当たりの支給限度額は500万円〉

③中長期的キャリア形成訓練

厚生労働大臣が専門的・実践的な教育訓練として指定した講座（専門実践教育訓練）

- 経費助成：訓練時間数が100時間未満の場合 15万円（大企業10万円）
 訓練時間数が100時間以上200時間未満の場合 30万円（大企業20万円）
 訓練時間数が200時間以上の場合 50万円（大企業30万円）

○貸金助成：1人1時間当たり800円（大企業500円）

④育児休業中訓練

OFF-JTにより実施される訓練を行った場合に助成

- 経費助成：訓練時間数が100時間未満の場合 10万円（大企業7万円）
 訓練時間数が100時間以上200時間未満の場合 20万円（大企業15万円）
 訓練時間数が200時間以上の場合 30万円（大企業20万円）

※育児休業中訓練は経費助成のみ

(3) 処遇改善コース

①賃金テーブル改定

- ・全てのまたは一部の有期契約労働者等の基本給の賃金テーブルを改定し 3%以上増額させた場合に助成する

〈すべての賃金テーブルを増額改定した場合〉

- ・1人以上4人未満 10万円（大企業7.5万円）
- ・4人以上7人未満 20万円（大企業15万円）
- ・7人以上11人未満 30万円（大企業20万円）
- ・11人以上 1人当たり 3万円（大企業2万円）

〈一部(雇用形態別または職種別等)の賃金テーブルを増額改定した場合〉

- ・1人以上4人未満 5万円（大企業3.5万円）
- ・4人以上7人未満 10万円（大企業7.5万円）
- ・7人以上11人未満 15万円（大企業10万円）
- ・11人以上 1人当たり1.5万円（大企業1万円）

※職務評価の手法の活用により実施した場合

1事業所当たり20万円（大企業15万円）加算

②共通処遇推進制度

ア、健康診断制度

- ・有期契約労働者等を対象とする「法定外の健康診断制度」を新たに規定し、延べ4人以上実施した場合に助成する

○1事業所当たり 40万円（大企業 30万円）

〈1事業所当たり1回のみ〉

イ、賃金テーブル共通化

- ・労働協約または就業規則の定めるところにより、有期契約労働者等について、正規雇用労働者と共通の職務等に応じた賃金テーブルや賃金に関する規定を新たに設け適用した事業主に助成する

○1事業所当たり 60万円（大企業 45万円）

③短時間労働者の労働時間延長

- ・週所定労働時間25時間未満の有期契約労働者等を週所定労働時間30時間以上に延長し、社会保険を適用した場合に助成します。

○助成額 1人当たり 20万円（大企業 15万円）

○支給上限人数 1年度1事業所当たり15人まで

ー 2 補助金・助成金 ー

※全てのコースを実施する際には、あらかじめ「キャリアアップ計画」を作成し認定を受ける必要があります。
また、人材育成コースを実施する際には、訓練を開始する前に「キャリアアップ計画」の認定を受け、更に「訓練計画」を作成し認定を受ける必要があります。

問い合わせ先
・群馬労働局職業安定部職業対策課 TEL 027-210-5008

◎建設労働者確保育成助成金

※ ご案内の内容は、国会において平成28年度予算が成立した後に実施の予定です。

建設業における若年労働者の確保及び育成並びに技能継承を図り、もって建設労働者の雇用の安定、並びに能力の開発及び向上に資するとともに、建設事業主、建設事業主の団体及びその連合体に対して2、建設労働者の雇用の改善、技能の向上等を図るために必要な助成を行うものです。

①認定訓練コース

【経費助成】

中小建設事業主等が職業能力開発促進法による認定訓練を行った場合、経費の一部を助成します。

【賃金助成】

中小建設事業主が雇用する建設労働者に有給で認定訓練を受講させた場合、賃金の一部を助成します。

②技能実習コース

【経費助成】

中小建設事業主等が雇用する建設労働者のために技能実習を行う場合や、登録教習機関等で行う技能実習を受講させた場合、経費の一部を助成します。（女性建設労働者に技能実習を行う場合は、中小建設事業主等以外の建設事業主等も対象となります。）

【賃金助成】

中小建設事業主が雇用する建設労働者に有給で技能実習を受講させた場合、賃金の一部を助成します。

③建設広域教育訓練コース（経費助成）

広域的職業訓練を実施する職業訓練法人が建設工事における作業についての訓練を推進する活動や、設備の設置又は整備を行った場合、経費の一部を助成します。

④若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（経費助成）

中小建設企業事業主等が若年労働者及び女性労働者の入職や定着を図ることを目的とした事業を行った場合、経費の一部を助成します。

⑤雇用管理制度コース（整備助成）

新たに雇用管理制度の導入等を行い、実際に実施し、入職率の改善を行った場合に60万円が支給されます。

⑥登録基幹技能者処遇向上コース（整備助成）

雇用するすべての登録基幹技能者に適用される賃金テーブル又は手当の単価を増額改定し、実際に実施した中小建設事業主に対して、算定対象となる登録基幹技能者1人につき、各改定後賃金算定期間ごとに10万円支給します。

※各助成金コースを実施する際には、あらかじめ「計画届」を作成し、助成金コースごとに定められた提出期限までに、計画届に必要な書類を添えて、管轄の労働局へ提出していただく必要があります。

問い合わせ先
・群馬労働局職業安定部職業対策課 TEL 027-210-5008

◎認定職業訓練助成事業費補助

職業能力開発促進法に基づき、従業員等に認定職業訓練を行う中小企業事業主等に、事業費の一部を補助します。

- 対象者：認定職業訓練を行う中小企業事業主及びその組合等
- 対象経費：施設・設備費及び運営費
- 補助率：2／3以内
- 限度額：規定の範囲内
- 申請時期：4月

----- 問い合わせ先 -----
・群馬県産業経済部産業人材育成課技能振興係 TEL 027-226-3414

【労働環境の整備に取り組む皆様へ】

◎障害者作業施設設置等助成金

身体障害者、知的障害者又は精神障害者を常用労働者として雇い入れるか継続して雇用している又は雇用後に障害者となった者（以下、中途障害者）の雇用を継続するために、事業主がその障害者が障害を克服し作業を容易に行えるよう配慮された施設又は改造等がなされた設備を設置・整備する（賃借による設置を含む）場合に、その費用の一部を助成します。

【第1種】作業施設設置等助成金

- 対象施設等：①障害を克服し就労を容易にするために配慮された作業施設又は職場復帰を促進するための施設
- ②①に附帯する施設（階段、トイレ、スロープ等）
- ③障害を克服し作業を容易にするために配慮された設備・機器（改造自動車、拡大読書器等）
- 助成額：対象施設等の設置・整備費用の2/3
- 限度額：対象障害者1人につき450万円、同一事業所につき同一年度あたり4,500万円（助成限度額は内容により異なります。）

【第2種】作業施設設置等助成金

- 対象施設等：第1種助成金と同じ
- 助成額：対象施設等の1カ月分の賃借料に相当する額の2/3
- 限度額：対象障害者1人につき月13万円（助成限度額は内容により異なります。）
- ※支給期間、助成限度額、申請時期等については、お問い合わせください。

----- 問い合わせ先 -----

- ・（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 群馬支部 高齢・障害者業務課
TEL 027-287-1511

◎障害者福祉施設設置等助成金

身体障害者、知的障害者、精神障害者又は中途障害者を継続して雇用している事業主が、障害者である労働者の福祉の増進を図るため、保健施設、給食施設、教養文化施設等の福利厚生施設の設置又は整備する場合に、その費用の一部を助成します。

- 対象施設：①洗面場、浴場、休憩室、理容室、衛生室、体育館、食堂、炊事場、図書室、集会場、託児室、売店
- ②①の施設利用を容易にするために配慮された附帯施設（玄関、階段、廊下、トイレ等）
- ③①に該当する施設の付属設備
- 助成条件：申請日以前1年間に障害者を解雇していないこと。
- 助成額：費用の額の1/3
- 限度額：対象障害者1人につき225万円、同一事業所等につき同一年度あたり2,250万円。
- ※申請時期等については、お問い合わせください。

----- 問い合わせ先 -----

- ・（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 群馬支部 高齢・障害者業務課
TEL 027-287-1511

◎障害者介助等助成金

支給対象障害者（重度身体障害者）を雇い入れ、雇用管理に必要な介助等の措置（職場介助者の配置又は委嘱、職場介助者の配置又は委嘱の継続措置、手話通訳担当者の委嘱）を行った事業主に対して、その費用の一部を助成します。

- 助成額：費用の額の①職場介助者の配置又は委嘱の継続措置助成金は2/3、②①の助成金以外の助成金は3/4

※支給期間、助成限度額、申請時期等については、お問い合わせください。

－ お問い合わせ先 －

・ (独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 群馬支部 高齢・障害者業務課

TEL 027-287-1511

◎重度障害者等通勤対策助成金

支給対象障害者（重度身体障害者、知的障害者又は精神障害者など）を雇い入れるか継続して雇用している事業主等が、これらの障害者の通勤を容易にするための措置を行う場合に、その費用の一部を助成します。

○助成額：費用の額の3/4（助成限度額は内容により異なります。）

※支給期間、助成限度額、申請時期等については、お問い合わせください。

－ お問い合わせ先 －

・ (独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 群馬支部 高齢・障害者業務課

TEL 027-287-1511

◎職場定着支援助成金

※ ご案内の内容は、国会において平成28年度予算が成立した後に実施の予定です。

新たに雇用管理制度（評価・処遇制度、研修制度、健康づくり制度、メンター制度）の導入・実施を行った場合及び雇用管理制度の適切な運用を経て従業員の離職率の低下が図られた場合、介護事業主が、介護福祉機器を導入運用し、導入効果の把握等を行った場合並びに介護事業主が、介護労働者雇用管理制度（職場への定着の促進に資する賃金制度）の整備・実施を行った場合及び介護労働者雇用管理制度の適切な運用を経て従業員の離職率の低下等が図られた場合に助成金を支給するものです。

【雇用管理制度助成】

事業主が、新たに雇用管理制度の導入・実施を行った場合に**制度導入助成（1制度につき10万円）**を、雇用管理制度の適切な運用を経て従業員の離職率の低下が図られた場合に**目標達成助成（60万円）**を支給します。

【介護福祉機器等助成】

介護関連事業主が、介護労働者の身体的負担を軽減するために、新たに介護福祉機器を導入し、適切な運用を行うことにより、労働環境の改善がみられた場合に、介護福祉機器の導入費用の1/2（上限300万円）を支給します。

【介護労働者雇用管理制度助成】

介護労働者雇用管理制度の整備を新たに行い、すべての介護労働者に実施を行った場合には50万円支給します（制度整備助成）。制度整備助成を受給した事業主で、介護労働者雇用管理制度の適切な運用を経て従業員の離職率の低下が図られた場合に、**目標達成助成（第1回は60万円、第2回は90万円）**を支給します（目標達成助成）。

※雇用管理制度の導入に係る雇用管理制度整備計画については、計画開始6か月前の日から1か月前の日の前日までに、介護福祉機器等の導入に係る導入・運用計画については、介護福祉機器を最初に導入する月の初日の6か月前の日から1か月前の日の前日までに、介護労働者雇用管理制度導入に係る賃金制度整備計画については、賃金制度を最初に整備する月の初日6か月前の日から1か月前の日の前日までに必要な書類を添えて、管轄の労働局へ認定申請をし、認定を受けることが必要です。

－ お問い合わせ先 －

・ 群馬労働局職業安定部職業対策課

TEL 027-210-5008

◎両立支援等助成金

(1) 代替要員確保コース

育児休業取得者が、育児休業終了後、原職等に復帰する旨の取扱いを就業規則等に規定し、

－ 2 補助金・助成金 －

休業取得者の代替要員を確保し、かつ、休業取得者を原職等に復帰させた中小企業事業主に支給します。

(2) 育休復帰支援プラン助成金

「育休復帰プランナー」の支援により「育休復帰支援プラン」を作成及びプランによる措置を実施し、労働者に育児休業を取得及び職場復帰させた中小企業事業主に支給します。

(3) 女性活躍加速化助成金

女性活躍推進法に基づき、自社の女性の活躍に関する「数値目標」、数値目標の達成に向けた「取組目標」等を盛り込んだ行動計画を策定し、計画に沿った取組を実施して「取組目標」を達成した事業主及び、「数値目標」を達成した事業主に対して助成金を支給します。

----- 問い合わせ先 -----
・群馬労働局雇用環境・均等室 TEL 027-896-4739